

令和6年度 業務運営方針

《 法 人 》

はじめに

新しい中期計画（2023年～2027年）の2年目になるが、今年度行われる障害福祉サービス等の報酬改定における基本的な方向性も視野に入れ、人権擁護を根底に据え、地域移行の推進、障害の重度化・高齢化への対応、施設入所支援の在り方等を考えながら、より良いサービスの追求と安定した事業運営をしていく。それを実現するための人材の確保・育成が大きな課題であるが、引き続き採用活動を充実させ、人材の定着、育成を図って行く。多機能型の新規事業が、既存の事業とともに必要な福祉サービスとして利用され、変化する時代に価値ある存在としてその役割を果たしていききたい。そのことが、人材の活用を広げる機会にもなり法人全体の活性化につながるものと考えている。

1. 中期計画に基づく事業展開

(1) 利用者支援

利用者の尊厳を大事にし、人権を尊重した支援を遂行していくために、各事業所それぞれの場において、虐待や不適切な身体拘束が起こらないよう、職員同士が意思疎通を図りながら業務を遂行していく。そして、生活の安定、余暇の工夫、活動機会の拡充等を推し進め、生活の質の向上を図って行く。

ア すぎな会愛育寮

- ・トイレ改修工事の完了と生活環境の整備
- ・身だしなみ、清潔感の向上、日中活動の展開、地域移行、就労支援

イ すぎなの郷

- ・定員減への指向（高齢、病弱の利用者の支援の充実）
- ・日中活動の展開、医務体制の充実

ウ デイセンターつくし

- ・利用者の高齢化、職員の高齢化を考慮に入れた活動素材の見直し及び活動構成の見直し（継続）

エ 生活ホーム・生活ホームⅡ

- ・利用者の高齢・病弱化への対応
- ・就労意欲のある利用者への就労支援
- ・利用者一人ひとりの安定した地域生活の実現
- ・短期入所あるいは体験利用の受け入れ

オ 相談支援事業所すぎな

- ・相談支援の質及び専門性の向上
- ・提供体制の充実

(2) 多機能型事業所の開設準備

前期5ヵ年計画から構想に含めていたもので、新規事業として、生活介護と児童発達支援及び放課後等デイサービスを一体運営する多機能型事業所の建設に向け、本格的に準備に入っていく。建設準備委員会及び作業プロジェクトを始動させていく。

(3) 施設整備について

今後、前述多機能型事業所建設が大きな整備事業となっていくが、入所施設、通所施設、管理棟の整備等にも関わっていき、新たな事業編成を伴うことも想定する。当面は以下の課題に取り組む。

ア すぎな会愛育寮トイレ改修工事の完成

まず、安全に無事故で6月完成を迎える。トイレ設備の改修とともに、全体的な生活環境の改善にも努める。

イ グループホームスプリンクラー設備整備工事の継続

令和5年度第7ホーム(女性)の整備工事が完了した。他ホームも消防法令上設置義務に迫られることになるため、順次補助金を活用し整備を進めていく。

ウ 隣接農地の買収(継続)

かねてから所有農家の売地意向があるすぎな会体育館脇の農地を買収し、今後の農地活用の準備をする。

2. 人材確保と育成、雇用の安定

求人サイトの活用、各種学校へのアプローチ、実習の受け入れ等を積極的に進め、新卒(既卒含む)、中途採用等に結び付けていく。また、これまで同様公的機関及び人材派遣・紹介会社も活用していく。引き続き採用方法の強化・工夫を図りながら、計画性のある人材確保を進めて行く。また、職員処遇の水準を維持し、意欲を持って働ける職場環境をつくり雇用の安定と人材育成を図

って行く。

3. 公益的取組の推進

すでに、事業として「かながわライフサポート事業」及び「生活困窮者自立支援事業」に取り組んでいるが、公的サービスに成りにくい課題を掘り起こし、社会福祉法人として、地域において包括的な役割を担えるよう取り組みを模索していく。

4. 地域との連携

コロナ禍での制約が解除され、地域においても日常活動を取り戻しており、地域と様々な連携・交流を再開し、障害者理解を深め、地域資源の活用により事業活動の広がりと活性化を図っていく。

5. 家族・後見人との関係

コロナ規制が明け、家族の会並びに個々の家族・後見人との関わり方も通常に戻り、直接、情報交換並びに意見交換ができるようになった。利用者支援の向上と事業運営の発展のために、引き続き有用な関係を保っていく。

以上

《 すぎな会愛育寮 》

1. 重点実施目標

- (1) 支援体制の再構築
- (2) ひとり一人の将来に向けた支援の推進
- (3) 福祉職としての人材育成の推進
- (4) 支援の自己点検の実施

2. 業務運営方針

- (1) 法人の業務運営方針に基づいて施設運営における課題解決に向けた取り組みを推進し、支援体制の安定を図る。
 - ア 支援体制の安定と居住環境の整備
 - (ア) 入所支援と生活介護のバランスがとれた支援体制を目指すため、引き続き、職員配置の変更について検討を重ね、安定した支援体制を構築する。

- (イ) 利用者状況に応じた居住環境の整備を継続し、入所施設としての機能を充実させる。
- (2) 利用者個々人の現在の生活と将来の生活を見据え、支援のあり方について検証、検討を重ねる。
 - ア 利用者の自己決定を尊重した支援並びに現在と将来に向けた支援
 - (ア) 日中活動の充実と安定を図るために適切な職員配置を行い、また活動素材の開拓を推し進める。
 - (イ) 利用者の望む生活の実現を地域移行及び就労支援等も視野に入れて、ひとり一人の将来を見据えた支援を多職種連携で取り組む。
 - イ 生活の質の向上と心身の健康
 - (ア) 個性や好みを大切にしながらも、その人にふさわしい身だしなみと清潔の保持に十分に努める。
 - (イ) 施設内外の安全点検及び管理を適切に迅速に行い、清潔で安心できる生活環境の向上に努める。
 - (ウ) 持病をはじめ日々の体調について、看護師、管理栄養士及び関係医療機関との情報共有に努め、適切に対応する。
 - ウ 地域社会との交流
 - (ア) 地域社会の一員として利用者、職員ともに地域の活動へ参加する。
 - (イ) ひとり一人に応じた社会参加の機会を準備し、地域の方々との交流を積極的に行う。
- (3) 福祉職としての人材育成の推進と働きがいの充実を図る。
 - ア 法人内部で推し進める人材育成を基本として、外部の研修も活用し、福祉職支援員としての育成に努める。
 - イ 職員ひとり一人が心身ともに健康で意欲的に就業できるよう、職員との面談や会議等で意見交換を継続し、風通しの良い職場環境の充実を図る。
- (4) 支援の質の向上を図るため、職員自身の振り返りの機会として支援の自己点検を実施する。

以上

《 すぎなの郷 》

1. 重点実施目標

- (1) 利用者の人権と意思を尊重した支援の取り組み
- (2) 支援体制・職場環境の整備と安定化
- (3) 支援の自己点検の実施

2. 業務運営方針

- (1) 施設運営を組織的かつ円滑に進めるため、以下の事項に取り組む。
 - ア 利用者状況を踏まえた生活支援と日中活動の整備を行い、安定した支援体制を構築する。
 - イ 職員一人ひとりが責任を持って役割を発揮し業務を遂行すると共に、利用者支援の向上に努める。
 - ウ 職員間の意思疎通が図られ、風通しの良い職場環境となるよう、意見交換等を定期的に行う。
 - エ プロジェクトチーム活動の推進と研修等を通して、知識・支援技術の向上に努める。また、OJT と内外研修等を通して人材育成に努める。
- (2) 利用者支援について、以下の事項に取り組む。
 - ア 利用者の人権を尊重し、日々丁寧な支援を心掛ける。
 - イ 意思を尊重し充実した生活が送れるよう支援の検討を行い、個別支援計画を基本に、支援内容を共有して取り組む。
 - ウ 要介護者、活動的な利用者それぞれの状況に合わせた適切な支援方法を検討し取り組む。また、医務と連携し、日々の健康管理に不足のないよう努める。
 - エ 日中活動の充実を図り、安定的に行えるよう、体制の整備を推進して行く。
 - オ 生活環境の安全点検・整備を定期的に行い、清潔保持・健康維持と事故防止に努める。
- (3) 支援の質の向上を図るため、職員自身の振り返りの機会として支援の自己点検を実施する。

以上

《 すぎな会生活ホーム 》

1. 重点実施目標

- (1) 利用者の人権に配慮し意思を尊重した生活支援
- (2) 安定した支援体制
- (3) 支援の自己点検の実施

2. 業務運営方針

- (1) 利用者支援について以下の取り組みを行う。
 - ア 利用者が安心して暮らせるよう人権に配慮し、意思を尊重した支援を行う。
 - イ 個別支援計画に則り、利用者一人一人の生活が充実したものになるよう支援する。
 - ウ 職員間で意思疎通を図り、情報を共有し利用者支援に取り組む。
 - エ ホーム間で連携、協力し安定した支援体制になるよう努める。
- (2) 人権擁護の研修をホーム支援会議などで定期的を開催し、人権に対する意識を深め、利用者支援の質の向上を目指す。
- (3) 地域の行事や自治会活動に積極的に参加し、障がい者への理解を深めてもらうよう地域との良好な関係づくりに努める。
- (4) 新規の入居を目的とした体験利用をしてもらい入居に繋げる。また、外部からの情報も取り入れ新規の入居者を募る。
- (5) 補助金を活用し男性ホーム（第5・6・9・10ホーム）のスプリンクラー設備設置工事を進める。設置により、利用者の生活の場が安定したものになるようにする。
- (6) 支援の質の向上を図るため、職員自身の振り返りの機会として支援の自己点検を実施する。

以上

《 すぎな会生活ホームⅡ 》

1. 重点実施目標

- (1) 高齢化した地域生活の支援
- (2) 利用者の人権に配慮し意思を尊重した生活支援
- (3) 支援の自己点検の実施

2. 業務運営方針

- (1) 利用者支援について以下の取り組みを行う。
 - ア 日中の支援及び介護を必要とする利用者が地域において、豊かな生活が送れるよう意思を尊重した支援を行う。また、個々人に合った日中の過ごし方を継続して模索していく。
 - イ 個別支援計画に則り、利用者一人一人の生活が充実したものになるよう支援する。
 - ウ 職員間で意思疎通を図り、情報を共有し利用者支援に取り組む。
 - エ ホーム間で連携、協力し安定した支援体制になるよう努める。
- (2) 人権擁護の研修をホーム支援会議などで定期的を開催し、人権に対する意識を深め、利用者支援の質の向上を目指す。また、介護技術の研修も計画的に実施していく。
- (3) 短期入所の受け入れを各方面に積極的に周知し、短期入所の利用を進める。
- (4) 地域の行事や自治会活動に積極的に参加し、障がい者への理解を深めてもらうよう地域との良好な関係づくりに努める。
- (5) 支援の質の向上を図るため、職員自身の振り返りの機会として支援の自己点検を実施する。

以上

《 デイセンターつくし 》

1. 重点実施目標

- (1) 支援体制と活動素材の再整備
- (2) 職員の支援技術の向上
- (3) 支援の自己点検の実施

2. 業務運営方針

- (1) 法人の業務運営方針に基づいて事業所運営における課題解決に向けた取り組みを推進し、支援体制の安定を図る。
 - ア 支援体制の安定
 - (ア) 現在取り組んでいる活動の検証を行いながら、地域との連携を進めていく。具体的には、昨年度から取り組んでいる農福連携について、一層の充実を図る。
 - (イ) 活動の再編成を踏まえ、作業棟をはじめとする活動室全体の利用方法の検討を進める。
 - (ウ) 昨年度より開始した、在宅利用者を含む朝夕の送迎について、人員・車両を含め、安定した運用を図る。
 - イ 福祉職の人材育成と働きがいのある職場環境の整備
 - (ア) 多様な外部研修を活用し、内部の人材育成では OJT を基本に福祉職支援員としての育成に努める。
 - (イ) 引き続き、施設内、法人内の他施設、事業所とも活発な意見交換を行い、風通しの良い職場環境を充実させる。
 - (ウ) 職員一人ひとりが心身ともに健康で意欲的に就業できるよう、職員との面談を継続、また様々な機会をとらえて意見交換を行う。
- (2) 利用者の人権擁護と意思の尊重、安全で安心できる日中活動の支援に努める。
 - ア 利用者の意思と自己決定を尊重した、個別支援計画に基づく支援を推進を進める。
 - イ 日中活動の充実、安定を図るために活動素材の開拓を検討し、個々の利用者の日常生活の充足並びに将来を見据えた支援となるよう取り組みを継

続する。

- (3) 支援の質の向上を図るため、職員自身の振り返りの機会として支援の自己点検を実施する。

以上

《 相談支援事業所すぎな 》

1. 重点実施目標

- (1) 相談支援の提供体制の充実
- (2) 支援の質及び専門性の向上
- (3) 支援の自己点検の実施

2. 業務運営方針

- (1) 法人の業務運営方針に基づき、相談支援事業体制の充実を図る。
 - ア 多様な相談内容に対して柔軟に適切に対応がなされるよう、人員配置及び環境整備等における提供体制の充実を図る。
 - イ 相談業務の遂行では、関係機関との意見交換や情報共有を密に行い、相談者の人権擁護と意思を尊重した支援となるように努める。
 - ウ 厚木市からの各種委託事業をはじめ、かながわライフサポート事業では、障害だけでなく多様な相談内容に対応するため、各関係機関との連携を密にして相談者の安心、安全となるよう努める。
 - エ 法人が進める公益的な取り組み推進に呼応し、地域で支援が必要とされる事案や課題の掘り起こし等で連携する。
 - オ 法人の新規事業である多機能型事業所の開設準備の始動に際しては、情報収集等において連携する。
- (2) 相談支援専門員としての専門性向上の推進と人材育成、働きがいの充実に努める。
 - ア 資格研修をはじめ、専門性を高めるための外部研修の受講を積極的に進

- め、相談支援専門員として専門性と支援の質の向上を図る。
- イ 内部で実施する相談支援会議のほか、各相談支援専門員が担当するケースについて意見交換する機会を設けて質の高い支援を目指す。
- ウ 職員ひとり一人が心身ともに健康で意欲的に就業できるよう、職員との面談や会議等で意見交換を継続し、風通しの良い職場環境の充実を図る。
- (3) 支援の質の向上を図るため、職員自身の振り返りの機会として支援の自己点検を実施する。

以上